

自賠責保険基準料率改定の届出について

令和2年1月

目 次

1. 基準料率改定的前提及び基準料率の算出方法	1
2. 基準料率の改定率計算	2
3. 車種別純保険料率改定率	4
4. 改定基準料率表（12か月契約）	5
5. 保険期間別改定基準料率表（12・24・36か月契約）	9

1. 基準料率改定の前提及び基準料率の算出方法

(1) 基準料率改定の前提

① 改定の実施日

令和2年4月1日とする。

② 収支均衡期間

令和2～6年度の5年間とする。

(2) 基準料率の算出方法 (注1)

	基準料率の算出方法	参 考						
① 純保険料率	<ul style="list-style-type: none"> 水準是正 令和元年度料率検証結果に基づく所要水準^{*1}に是正 滞留資金の活用 令和元年度末の滞留資金見込額 (5,453億円) ^{*2}を収支均衡期間で活用 	※1 令和元年度料率検証結果における令和2契約年度損害率 (91.5%) ※2 滞留資金見込額は、「運用益積立金による赤字補填後の累計収支残 (3,273億円)」及び「運用益積立金残高 (2,180億円)」の合計額						
② 社費	<ul style="list-style-type: none"> 水準是正 令和元年度料率検証における実績値^{*3}をベースに、収支均衡期間内の収支が均衡するように、収支均衡期間内の各年度の所要額の平均値として算出 累計社費収支残の償却 令和元年度末の累計社費収支残見込額 (△136億円) を収支均衡期間で償却 	※3 令和元年度料率検証結果における平成30年度支出社費 (2,202億円)						
③ 代理店手数料	<ul style="list-style-type: none"> 水準是正^{*4} 平成30年度における契約1件当りの所要額をベースに、収支均衡期間内の収支が均衡するように、収支均衡期間内の各年度の所要額の平均値として算出 	※4 現行基準料率における代理店手数料 (1,660円)						
④ 賦課金	純保険料率および社費に対する賦課金の割合は据置き ^{*5}	※5 現行基準料率における賦課金率・賦課金係数 <small>(注2)</small> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・純賦課金率</td> <td style="text-align: right;">$\frac{2}{1,000}$</td> </tr> <tr> <td>・付加賦課金率</td> <td style="text-align: right;">$\frac{3}{1,000}$</td> </tr> <tr> <td>付加賦課金係数 <small>(注2)</small></td> <td style="text-align: right;">$\frac{K}{K+3}$</td> </tr> </table>	・純賦課金率	$\frac{2}{1,000}$	・付加賦課金率	$\frac{3}{1,000}$	付加賦課金係数 <small>(注2)</small>	$\frac{K}{K+3}$
・純賦課金率	$\frac{2}{1,000}$							
・付加賦課金率	$\frac{3}{1,000}$							
付加賦課金係数 <small>(注2)</small>	$\frac{K}{K+3}$							

(注) 1. すべての車種、地域及び保険期間を合計した値である。

2. 付加賦課金係数におけるKは、保険期間の1年に対する割合である。

2. 基準料率の改定率計算 (注1)

純 保 険 料 率	水 準 是 正	A. 令和2契約年度収入純保険料	7,708 億円
		B. 令和2契約年度支払保険金	7,050 億円
		C. 損害率 (B ÷ A)	91.5 %
		D. 水準是正による改定率 (C - 100.0%)	△ 8.5 %
滞 留 資 金 の 活 用	E. 令和元年度末における滞留資金見込	5,453 億円	
	F. 令和2～6契約年度収入純保険料	38,572 億円	
	G. 滞留資金の活用による改定率 (△E ÷ F)	△ 14.1 %	
	H. 純保険料率改定率 (D + G)	△ 22.7 % <small>(注3)</small>	
社 費	I. 水準是正による改定率	△ 2.9 %	
	J. 令和元年度末における累計社費収支残見込の償却による改定率	1.2 %	
	K. 社費改定率 (I + J)	△ 1.7 % <small>(注4)</small>	
代 理 店 手 数 料	L. 水準是正による改定率	3.8 % <small>(注5)</small>	
基 準 料 率 改 定 率	M. 合計 (H × 0.719 + K × 0.213 + L × 0.068) <small>(注2)</small>	△ 16.4 %	

(注) 1. すべての車種、地域及び保険期間を合計した値である。

2. 算式中の数値(0.719、0.213、0.068)は、平成29年4月実施基準料率における純保険料率、社費、代理店手数料の割合である。

3. 令和2年4月基準料率改定後の純保険料率の予定損害率は、118.3% $(= \frac{91.5\%}{100.0\% - 22.7\%})$ となる。

(注) 4. 改定後の契約1件当り社費

○改定後の支出社費は、賃金、物価、社会保険等の増減率及び契約台数、支払件数の増減率を勘案して算出

○令和元年10月実施の消費税率引上げ（8%→10%）の影響を反映

			現行基準料率			改定基準料率		
			営業費	損害調査費	計	営業費	損害調査費	計
支出社費	事業費	人件費	円 2,172	円 1,413	円 3,585	円 2,138	円 1,251	円 3,389
		物件費	861	372	1,233	957	353	1,310
	その他の事業費		213	107	320	250	118	368
	支出社費計		3,246	1,892	5,138	3,345	1,722	5,067
	累計社費収支残見込 (赤字償却分)		84	△ 1	83	47	16	63
社費			3,330	1,891	(A) 5,221	3,392	1,738	(B) 5,130
改定率 $\left[\frac{(B)}{(A)} - 1 \right]$						△ 1.7 %		

5. 改定後の契約1件当り代理店手数料

○改定後の代理店手数料は、賃金、物価の増減率を勘案して算出

○令和元年10月実施の消費税率引上げ（8%→10%）の影響を反映

	現行基準料率	改定基準料率
代理店手数料	(A) 1,660 円	(B) 1,723 円
改定率 $\left[\frac{(B)}{(A)} - 1 \right]$	3.8%	

3. 車種別純保険料率改定率 (注1)

(単位：%)

車種 (注2)	令和2契約年度 車種別損害率 A	車種別純保険料率 改定率 (注4) B	改定後の 車種別予定損害率 C
営業用乗合自動車	86.5	△ 26.9	118.3
自家用乗合自動車	88.3	△ 25.4	
営業用乗用自動車 (個人タクシーを除く)	91.1	△ 23.0	
営業用乗用自動車(個人タクシー)	93.5	△ 21.0	
自家用乗用自動車	91.6	△ 22.6	
営業用貨物自動車(注3)	85.5	△ 27.7	
自家用貨物自動車 (普通貨物2t超を除く)	93.5	△ 21.0	
軽自動車(検査対象車)	92.7	△ 21.6	
小型二輪自動車	81.1	△ 31.4	
軽自動車(検査対象外車)	80.9	△ 31.6	
原動機付自転車	89.6	△ 24.2	
その他	87.1	△ 26.4	
合計	91.5	△ 22.7	

- (注) 1. すべての地域及び保険期間を合計した値である。
 2. 保険成績を安定的に把握するためには、データ量を確保する必要があるため、12車種区分に統合して車種別損害率を算出している。
 3. 営業用貨物自動車には、自家用普通貨物2t超を含む。
 4. 車種別純保険料率改定率(B)欄は、令和2年度車種別損害率(A)欄を基に、改定後の車種別予定損害率(C)欄が全車種合計の予定損害率と同一(118.3%)となるように算出している。

$$\text{(例) 自家用乗用自動車の改定率 } \Delta 22.6\% \text{ (B)} = \frac{91.6\% \text{ (A)}}{118.3\% \text{ (C)}} - 1$$

4. 改定基準料率表（12か月契約）

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率^{（注）}

（単位：円、％）

車種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A×100		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	52,350	40,370	△ 11,980	△ 22.9		
	自家用	15,370	13,000	△ 2,370	△ 15.4		
営業用乗用自動車	A	128,840	102,200	△ 26,640	△ 20.7		
	B	102,260	81,360	△ 20,900	△ 20.4		
	C	77,700	62,110	△ 15,590	△ 20.1		
	D	45,480	37,680	△ 7,800	△ 17.2		
自家用乗用自動車		15,520	13,410	△ 2,110	△ 13.6		
けん引普通 貨物自動車 及び普通 乗用自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	39,540	30,530	△ 9,010	△ 22.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	27,900	21,970	△ 5,930	△ 21.3	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,720	22,570	△ 6,150	△ 21.4	
		最大積載量が2トン以下のもの	23,970	20,370	△ 3,600	△ 15.0	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	24,290	19,310	△ 4,980	△ 20.5		
	自家用	17,350	15,050	△ 2,300	△ 13.3		
小型二輪自動車		8,290	7,420	△ 870	△ 10.5		
軽自動車	検査対象車	15,130	13,210	△ 1,920	△ 12.7		
	検査対象外車	8,650	7,670	△ 980	△ 11.3		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		7,870	7,280	△ 590	△ 7.5		
緊急自動車		6,800	6,470	△ 330	△ 4.9		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,330	10,620	△ 1,710	△ 13.9	
	小型二輪自動車		7,730	7,170	△ 560	△ 7.2	
	軽自動車	検査対象車	7,730	7,170	△ 560	△ 7.2	
		検査対象外車	7,720	7,160	△ 560	△ 7.3	
特種用途自動車	霊きゅう自動車		7,200	6,770	△ 430	△ 6.0	
	教習用自動車		7,200	6,770	△ 430	△ 6.0	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		17,720	14,660	△ 3,060	△ 17.3
		小型二輪自動車		10,140	8,980	△ 1,160	△ 11.4
		軽自動車	検査対象車	10,140	8,980	△ 1,160	△ 11.4
			検査対象外車	10,140	8,980	△ 1,160	△ 11.4
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,000	5,130	130	2.6		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,000	5,130	130	2.6		
	検査対象外車	5,040	5,150	110	2.2		
原動機付自転車		7,500	7,060	△ 440	△ 5.9		

（注）保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率^(注)

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	17,380	14,340	△ 3,040	△ 17.5		
	自 家 用	15,370	13,000	△ 2,370	△ 15.4		
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	22,790	19,080	△ 3,710	△ 16.3		
	個 人 タ ク シ ー	22,790	19,080	△ 3,710	△ 16.3		
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,890	6,610	△ 280	△ 4.1		
けん引普通 貨物自動車 及び 普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,870	13,860	△ 3,010	△ 17.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,410	11,770	△ 1,640	△ 12.2	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,870	13,860	△ 3,010	△ 17.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,410	11,770	△ 1,640	△ 12.2	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	8,370	7,830	△ 540	△ 6.5		
	自 家 用	8,370	7,830	△ 540	△ 6.5		
小 型 二 輪 自 動 車		6,010	5,830	△ 180	△ 3.0		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,480	6,300	△ 180	△ 2.8		
	検 査 対 象 外 車	5,520	5,490	△ 30	△ 0.5		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,120	5,210	90	1.8		
緊 急 自 動 車		5,160	5,240	80	1.6		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,210	5,280	70	1.3	
	小 型 二 輪 自 動 車		5,210	5,280	70	1.3	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,210	5,280	70	1.3	
		検 査 対 象 外 車	5,220	5,300	80	1.5	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		5,020	5,140	120	2.4	
	教 習 用 自 動 車		5,020	5,140	120	2.4	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,050	5,910	△ 140	△ 2.3
		小 型 二 輪 自 動 車		5,080	5,180	100	2.0
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,080	5,180	100	2.0
			検 査 対 象 外 車	5,050	5,160	110	2.2
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,000	5,130	130	2.6		
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,000	5,130	130	2.6		
	検 査 対 象 外 車	5,040	5,150	110	2.2		
原 動 機 付 自 転 車		5,150	5,240	90	1.7		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率^(注)

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	37,270	29,150	△ 8,120	△ 21.8		
	自 家 用	15,370	13,000	△ 2,370	△ 15.4		
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	72,130	57,740	△ 14,390	△ 20.0		
	個 人 タ ク シ ー	45,480	37,680	△ 7,800	△ 17.2		
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,810	8,150	△ 660	△ 7.5		
けん引普通 貨物自動車 及び 普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,450	11,570	△ 1,880	△ 14.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,450	11,570	△ 1,880	△ 14.0	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,450	11,570	△ 1,880	△ 14.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,450	11,570	△ 1,880	△ 14.0	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	9,690	8,890	△ 800	△ 8.3		
	自 家 用	9,690	8,890	△ 800	△ 8.3		
小 型 二 輪 自 動 車		5,150	5,230	80	1.6		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,810	8,150	△ 660	△ 7.5		
	検 査 対 象 外 車	5,190	5,260	70	1.3		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,810	5,730	△ 80	△ 1.4		
緊 急 自 動 車		6,710	6,400	△ 310	△ 4.6		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,750	6,440	△ 310	△ 4.6	
	小 型 二 輪 自 動 車		5,150	5,230	80	1.6	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,200	5,280	80	1.5	
		検 査 対 象 外 車	5,190	5,260	70	1.3	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		6,330	6,120	△ 210	△ 3.3	
	教 習 用 自 動 車		6,330	6,120	△ 210	△ 3.3	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,630	7,850	△ 780	△ 9.0
		小 型 二 輪 自 動 車		8,140	7,480	△ 660	△ 8.1
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,140	7,480	△ 660	△ 8.1
			検 査 対 象 外 車	8,160	7,500	△ 660	△ 8.1
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,000	5,130	130	2.6		
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,000	5,130	130	2.6		
	検 査 対 象 外 車	5,040	5,150	110	2.2		
原 動 機 付 自 転 車		5,150	5,240	90	1.7		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率 (注)

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	17,380	14,340	△ 3,040	△ 17.5		
	自 家 用	15,370	13,000	△ 2,370	△ 15.4		
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	22,650	18,960	△ 3,690	△ 16.3		
	個 人 タ ク シ ー	22,650	18,960	△ 3,690	△ 16.3		
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,890	6,610	△ 280	△ 4.1		
けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,030	11,190	△ 1,840	△ 14.1	
		最大積載量が2トン以下のもの	12,420	10,730	△ 1,690	△ 13.6	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,030	11,190	△ 1,840	△ 14.1	
		最大積載量が2トン以下のもの	12,420	10,730	△ 1,690	△ 13.6	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	8,350	7,810	△ 540	△ 6.5		
	自 家 用	8,350	7,810	△ 540	△ 6.5		
小 型 二 輪 自 動 車		5,150	5,230	80	1.6		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,530	5,540	10	0.2		
	検 査 対 象 外 車	5,190	5,260	70	1.3		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,120	5,210	90	1.8		
緊 急 自 動 車		5,160	5,240	80	1.6		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,210	5,280	70	1.3	
	小 型 二 輪 自 動 車		5,150	5,230	80	1.6	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,180	5,260	80	1.5	
		検 査 対 象 外 車	5,170	5,250	80	1.5	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		5,020	5,140	120	2.4	
	教 習 用 自 動 車		5,020	5,140	120	2.4	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,370	5,400	30	0.6
		小 型 二 輪 自 動 車		5,080	5,180	100	2.0
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,080	5,180	100	2.0
			検 査 対 象 外 車	5,050	5,160	110	2.2
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,000	5,130	130	2.6		
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,000	5,130	130	2.6		
	検 査 対 象 外 車	5,040	5,150	110	2.2		
原 動 機 付 自 転 車		5,150	5,240	90	1.7		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

5. 保険期間別改定基準料率表（12・24・36か月契約）

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率^(注)

(単位：円、%)

車 種		12か月（1年）契約				24か月（2年）契約				36か月（3年）契約				
		現 行 基準料率	改 定 基準料率	改 定 額	改 定 率	現 行 基準料率	改 定 基準料率	改 定 額	改 定 率	現 行 基準料率	改 定 基準料率	改 定 額	改 定 率	
		A	B	C=B-A	D=C÷A	E	F	G=F-E	H=G÷E	I	J	K=J-I	L=K÷I	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用	52,350	40,370	△ 11,980	△ 22.9									
	自 家 用	15,370	13,000	△ 2,370	△ 15.4									
営業用乗用自動車	A	128,840	102,200	△ 26,640	△ 20.7									
	B	102,260	81,360	△ 20,900	△ 20.4									
	C	77,700	62,110	△ 15,590	△ 20.1									
	D	45,480	37,680	△ 7,800	△ 17.2									
自 家 用 乗 用 自 動 車		15,520	13,410	△ 2,110	△ 13.6	25,830	21,550	△ 4,280	△ 16.6	35,950	29,520	△ 6,430	△ 17.9	
普通貨物自動車及び けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	39,540	30,530	△ 9,010	△ 22.8	73,410	55,450	△ 17,960	△ 24.5				
		最大積載量が2トン以下のもの	27,900	21,970	△ 5,930	△ 21.3	50,370	38,490	△ 11,880	△ 23.6				
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,720	22,570	△ 6,150	△ 21.4	51,990	39,680	△ 12,310	△ 23.7				
		最大積載量が2トン以下のもの	23,970	20,370	△ 3,600	△ 15.0	42,580	35,330	△ 7,250	△ 17.0				
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用	24,290	19,310	△ 4,980	△ 20.5	43,220	33,230	△ 9,990	△ 23.1					
	自 家 用	17,350	15,050	△ 2,300	△ 13.3	29,470	24,790	△ 4,680	△ 15.9					
小 型 二 輪 自 動 車		8,290	7,420	△ 870	△ 10.5	11,520	9,680	△ 1,840	△ 16.0	14,690	11,900	△ 2,790	△ 19.0	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	15,130	13,210	△ 1,920	△ 12.7	25,070	21,140	△ 3,930	△ 15.7	34,820	28,910	△ 5,910	△ 17.0	
	検 査 対 象 外 車	8,650	7,670	△ 980	△ 11.3	12,220	10,160	△ 2,060	△ 16.9	15,720	12,600	△ 3,120	△ 19.8	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		7,870	7,280	△ 590	△ 7.5	10,690	9,390	△ 1,300	△ 12.2					
緊 急 自 動 車		6,800	6,470	△ 330	△ 4.9	8,570	7,800	△ 770	△ 9.0	10,310	9,100	△ 1,210	△ 11.7	
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,330	10,620	△ 1,710	△ 13.9	19,520	16,020	△ 3,500	△ 17.9	26,580	21,310	△ 5,270	△ 19.8
	小 型 二 輪 自 動 車		7,730	7,170	△ 560	△ 7.2	10,420	9,180	△ 1,240	△ 11.9	13,050	11,150	△ 1,900	△ 14.6
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,730	7,170	△ 560	△ 7.2	10,420	9,180	△ 1,240	△ 11.9	13,050	11,150	△ 1,900	△ 14.6
		検 査 対 象 外 車	7,720	7,160	△ 560	△ 7.3	10,380	9,150	△ 1,230	△ 11.8	12,990	11,100	△ 1,890	△ 14.5
特 種 用 途 自 動 車	霊 ぎ ゆ う 自 動 車		7,200	6,770	△ 430	△ 6.0	9,370	8,390	△ 980	△ 10.5				
	教 習 用 自 動 車		7,200	6,770	△ 430	△ 6.0	9,370	8,390	△ 980	△ 10.5				
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		17,720	14,660	△ 3,060	△ 17.3	30,210	24,020	△ 6,190	△ 20.5			
		小 型 二 輪 自 動 車		10,140	8,980	△ 1,160	△ 11.4	15,190	12,760	△ 2,430	△ 16.0	20,140	16,470	△ 3,670
	他	軽自動車	検 査 対 象 車	10,140	8,980	△ 1,160	△ 11.4	15,190	12,760	△ 2,430	△ 16.0			
		検 査 対 象 外 車	10,140	8,980	△ 1,160	△ 11.4	15,170	12,750	△ 2,420	△ 16.0	20,100	16,440	△ 3,660	△ 18.2
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,000	5,130	130	2.6	5,010	5,140	130	2.6					
被けん引軽自動車	検 査 対 象 車	5,000	5,130	130	2.6	5,010	5,140	130	2.6					
	検 査 対 象 外 車	5,040	5,150	110	2.2	5,060	5,170	110	2.2	5,090	5,190	100	2.0	
原 動 機 付 自 転 車		7,500	7,060	△ 440	△ 5.9	9,950	8,950	△ 1,000	△ 10.1	12,340	10,790	△ 1,550	△ 12.6	

(注) 保険期間が1年を超える契約の純保険料率及び損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0%の利率で割り引いている。